No.278 2022/1/15

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

令和 4 年税制改正②～所得税

Q 昨年 12 月に令和 4 年の税制改正大綱が発表されました。この中で、所得税に関する改正のポイントはなんでしょうか？

解説

今回の税制改正では、住宅ローン控除の改正や財産債務調書制度の改正などがあります。

1． 住宅ローン控除の内容の改正

住宅ローン控除について、適用期限が**令和 7 年 12 月 31 日**まで延長するとともに、控除限度額、控除率、所得要件などの改正が入りました。

新築・中古	種別	居住年	借入限度額	控除期間	控除率	所得要件
新築住宅	一般住宅	令和 4-5 年	3000 万円	13 年	0.7%（改正前は 1.0%）	合計所得金額 2000 万円以下（改正前は 3000 万円以下）
		令和 6-7 年	2000 万円	10 年		
	省エネ住宅	令和 4-5 年	4-5000 万円	13 年		
		令和 6-7 年	3-4500 万円	13 年		
中古住宅	一般住宅	令和 4 年-7 年	2000 万円	10 年		
	省エネ住宅		3000 万円	10 年		

なお、給与等の支払いを受ける個人で、令和 5 年 1 月 1 日以後に居住の用に供する家屋に係る住宅ローン控除の適用を受けようとするものは、**年末調整の際には住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書の添付は不要となります。**

2． 財産債務調書制度の見直し

改正前は、**所得が 2000 万円超で、財産の価額の合計額が 3 億円以上**等の場合は財産債務調書を税務署に提出する義務がありました。改正後は、これに加えて、**所得に関係なく、財産の価額の合計額が 10 億円以上**であれば、提出義務が生じることとなりました。これに伴い、提出期限は翌年 3 月 15 日まででしたが、翌年 6 月 30 日までに見直しされました。

要するに…

今回の税制改正では、住宅ローン控除にかなりの見直しが入りました。すでに今年の居住年から開始する予定ですので、住宅を購入する予定がある方は注意が必要です。